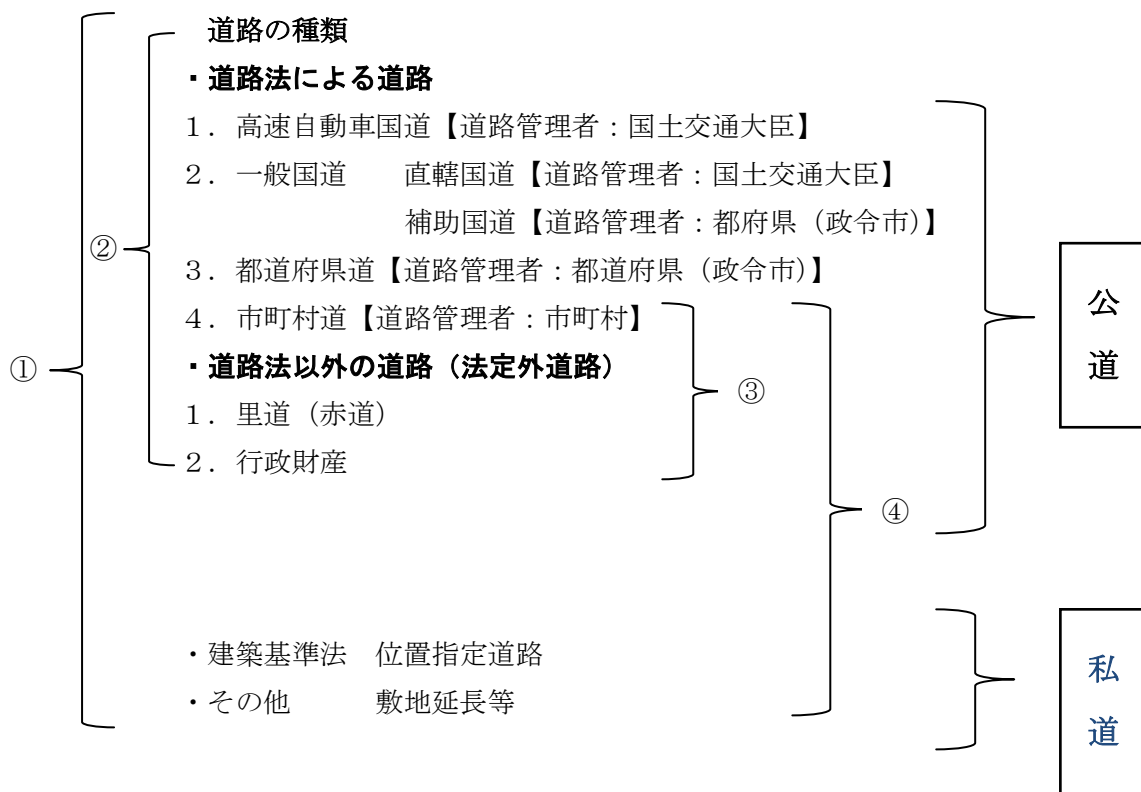




2. 市道整備の考え方について

(1) 道路の種類

- ①道路には、公道と私道があります
- ②行政が管理する公道も種別があります
- ③市が管理する道路は道路法による道路とそれ以外の道路があります
- ④藤崎7丁目地区における道路としましては、前段のとおり市が管理する道路と個人が管理する私道があります

(2) 市道の整備方法

- ①土地区画整理事業による整備（例：実籾地区、鷺沼台地区、奏の杜地区など）
- ②都市計画道路事業による整備（例：都計道3・3・3号線【県事業】
都計道3・4・11、3・4・4号線【市事業】など）
- ③民間開発事業による整備（帰属）（例：鷺沼台2丁目地区、藤崎7丁目地区など）
- ④藤崎7丁目地区内の整備
 - ・ 都計道3・3・3号線（第三工区）
 - ・ 都計道3・4・4号線
 - ・ 民間開発事業・・・幅6m道路として順次整備されている

} 事業化なし

(3) 狭あい道路（幅4m未満）の整備

- ①既存道路に面した土地の民間開発事業
このことにより、幅6m道路に拡幅（従って既存道路が広くなったり、細くなったりしている現状がある）
- ②既存道路に面した土地の新築工事
建築基準法により、道路の中心から2m後退した位置で工作物を設置しなくてはならない。この場合は、後退した部分の土地を寄付していただければ整備が可能。
- ③市が管理している道路において、幅員が4m未満の道路も多く、本来であれば市の事業として用地買収をして拡幅工事を行えば良いのですが、多額な費用がかかることから、市道の拡幅については計画しておりません。